

ちてきしようがいしゃ しょうがいじ かん しえん ありかたさぎょうはん  
知的障害者・障害児に関する支援の在り方作業班における  
議論の整理【骨子】 (案)

さぎょうはんいいん  
作業班委員

あしだ しんご とうきょうとふくしきょくしようがいふくし ぶざいたくふくしかちょう  
芦田 真吾 東京都福祉局障害福祉部在宅福祉課長

いたやま けんじ ふく よくふうかいりじちょう  
板山 賢治 (福) 浴風会理事長

こいづみ わたる ふく せんにほんて いくせいかいほんにんかつどうだいひょういいんかい  
小泉 渉 (福) 全日本手をつなぐ育成会本人活動代表委員会

ささき のぶゆき えぬびーおー とうきょうじ むきょくちょう  
佐々木 信行 (N P O) ピープルファースト東京事務局長

たかはし ひろし りっこうだいがく ふくしがくぶきょうじゅ  
高橋 紘士 立教大学コミュニティ福祉学部教授

むらかみ かずこ ふく りじちょう  
村上 和子 (福) シンフォニー理事長

むろさき とみえ ふく せんにほんて いくせいかいふくりじちょう  
室崎 富恵 (福) 全日本手をつなぐ育成会副理事長

ちいきせいいかつしえんいいんかいいいんちょう  
地域生活支援委員会委員長

やまじ のりお しらうめがくえんたんきだいがくふくしえんじょがっかきょうじゅ  
山路 憲夫 白梅学園短期大学福祉援助学科教授

ごじゅうおんじゅん  
(五十音順)

☆は、本作業班の議長

**けんとう 檢討の経過**

**だい1かい  
第1回**

**日時** にちじ へいせい ねん がつ にち か  
**平成16年2月17日(火) 13:00~15:30**

**議事** ぎじ (1) さぎょうはん すすめかた  
**作業班の進め方について**

(2) ちてきしおうがいしゃ しょうがいじ かん しえん ありかた  
**知的障害者・障害児に関する支援の在り方について**

(3) その他

**だい2かい  
第2回**

**日時** にちじ へいせい ねん がつ にち すい  
**平成16年3月3日(水) 10:00~12:30**

**議事** ぎじ (1) かんけいしゃ  
**関係者からのヒアリング**

(2) ジッタイ かん ほうこく  
**サービス実態に関する報告**

(3) その他

**だい3かい  
第3回**

**日時** にちじ へいせい ねん がつ にち か  
**平成16年3月23日(火) 13:00~**

**議事** ぎじ (1) ジッタイ かん ほうこく  
**サービス実態に関する報告について**

ちてきしおうがいしゃ しょうがいじ しえん げんじょう かだい  
**知的障害者・障害児支援の現状と課題について**

(3) さぎょうはん ぎろん せいり  
**作業班における議論の整理について**

(4) その他

けんとうないよう  
検討内容

1. 知的障害者・障害児が地域生活を送る上で主なニーズについて

○ 住まいの確保・居住支援

- ・ 公営住宅のグループホーム利用の拡大や単身入居など住宅確保が課題である。
- ・ グループホームやアパート生活者に家賃補助が必要である。
- ・ グループホームの世話人やホームヘルパーの質の向上について議論が必要である。
- ・ 家族との同居からグループホームでの生活への移行をスムーズにするためのプログラムが重要である。
- ・ 地域での暮らしの選択肢として、グループホームでの生活から一人暮らしへの支援を確立する必要がある。
- ・ 障害の重い人が利用するグループホームについては、制度的な裏付けと地域のインフォーマルな支援の双方が必要である。
- ・ 入所施設からグループホームに移った人について、希望があれば一人暮らしに移行できる仕組みも必要である。
- ・ グループホームで生活する知的障害者にとって、食事など共通の要素は世話人が対応し、余暇活動や社会参加など個別性の高いニーズについては、ホームヘルプや地域の社会資源を活用すべきである。
- ・ 施設からグループホームでの生活にスムーズに移行するための訓練の場所を増やす必要がある。

- ・ 入所施設から地域への移行には、暮らす場と、多様な日中活動の場と、土日にサポートしてくれる人が必要である。また、権利擁護のシステムが十分に機能することが必要である。
- ・ グループホームの区分に常時見守りが必要な人への支援を反映させることが必要である。

### ○ 日中活動、就労支援

- ・ 知的障害者本人にもホームヘルパーの資格をとりやすいようにする必要がある。
- ・ 入所施設から地域への移行には、暮らす場と、多様な日中活動の場と、土日にサポートしてくれる人が必要である。また、権利擁護のシステムが十分に機能することが必要である。(再掲)
- ・ 本人の活動範囲を広げるため、現行よりも小規模なデイサービス事業所を認めることが必要である。

### ○ ホームヘルプ、ガイドヘルプを中心とした生活支援、社会参加

- ・ 養護学校への送迎を制度的に支えてほしい。
- ・ 入所施設から地域への移行には、暮らす場と、多様な日中活動の場と、土日にサポートしてくれる人が必要である。また、権利擁護のシステムが十分に機能することが必要である。(再掲)
- ・ グループホームの世話人やホームヘルパーの質の向上について議論が必要である。(再掲)

- ・ グループホームで生活する知的障害者にとって、食事など共通の要素は世話人が対応し、余暇活動や社会参加など個別性の高いニーズについては、ホームヘルプや地域の社会資源を活用すべきである。(再掲)
  - ・ 知的障害者本人にもホームヘルパーの資格をとりやすいようにする必要がある。
- (再掲)
- ・ ホームヘルプサービスによって対応しているニーズは、既存のサービスを柔軟に活用することにより対応可能となる。
  - ・ 軽度障害の場合は、必ずしも1対1でヘルパーが対応する必要はない。例えば、友だち同士で出かける時に5~6人のグループにヘルパーが1人対応するといった使い方を認めてほしい。
  - ・ ホームヘルパーが医療的ケアを行えるようになれば、障害が重く医療的ニーズのある子どもたちの社会参加が相当広がる。
  - ・ 利用者が一定のモラルを持つことが前提になるが、必要なサービスは確保してほしい。特に学齢期の子どもたちの通学へのホームヘルプサービス利用の必要性が高い。
  - ・ 支援が必要だから24時間のすべてをホームヘルプでまかなうということではなく、日中活動、居住、余暇活動など本人のニーズに応じた社会資源の有効な活用方法を考える必要がある。
  - ・ 本人活動の場において、例えば10人に1人といった形でホームヘルパーが利用

できるようにしてほしい。

- ひとりぐち ちてきしようがいしゃ にちじょうせいかつしえん るいけい ひつよう  
・一人暮らしをしている知的障害者には、日常生活支援の類型が必要である。

## ○ 相談支援、権利擁護、金銭管理等

- ちいきせいかつ きんせんかんり かん しえん ひつよう  
・ 地域生活における金銭管理に関する支援が必要である。
- ひとりぐち ちてきしようがいしゃ きゅうびょう とき たいしょ しえん ひつよう  
・ 一人暮らしをしている知的障害者は、急病の時の対処に支援が必要である。
- ちいきせいかつしえん しせつ ふち りょう ばしょ せつち  
・ 地域生活支援センターを施設に附置するのではなく、利用しやすい場所に設置する必要がある。
- ちいきいこう すす ちいき あんしん そうだん ばしょ ひと ひつよう  
・ 地域移行を進めるためには地域で安心して相談できる場所と人が必要である。
- にゅうしょしせつ ちいき いこう く ば たよう にっちゅうかつどう ば どにち  
・ 入所施設から地域への移行には、暮らす場と、多様な日中活動の場と、土日にサポートしてくれる人が必要である。また、権利擁護のシステムが十分に機能することが必要である。(再掲)
- ちいきせいかつ ささ そうごうそうだんまどぐち てつづ しえん けんりょうご かん ぎろん ひつよう  
・ 地域生活を支える総合相談窓口、手続き支援、権利擁護などに関する議論が必要である。
- ちてきしようがいしゃ そうだんいん かつよう せいどか ひつよう  
・ 知的障害者相談員の活用とケアマネジメントの制度化が必要である。
- そうだんしえん じゅうじしゃ けんしゅう じゅうじつ ひつよう  
・ 相談支援やケアマネジメント従事者の研修の充実が必要である。

## ○ その他

- ほんにんかつどう しょうれい  
・ 本人活動を奨励してもらいたい。
- しせつ せいかつ いこう くんれん ばしょ ふ  
・ 施設からグループホームでの生活にスムーズに移行するための訓練の場所を増やす必要がある。(再掲)

- ・ 小さい頃から「上手に支援を受ける方法」を身につけることが将来の自立にとつて重要であり、支援費の支給に年齢による制限を設けるべきではない。
- ・ 高齢者施設を有効に活用するなど、高齢・障害の別や障害種別を超えた相互乗り入れの仕組みが必要である。
- ・ 市町村合併が進む中で、市町村単位の仕組みと広域的な仕組みという観点から今後の支援の在り方を考えることが必要である。
- ・ 地域生活支援については公的なサービスが最低限のベースを確保するための手立てが必要である一方で、インフォーマルなサービスを組織化していくような仕組みを作っていくないと、本当の意味で地域に暮らすことにはならない。
- ・ 障害児専用の活動を地域に作ったり補助をすることは無駄であるが、地域にある社会資源を障害のある子どもにも使えるようにしてほしい。
- ・ 入所施設から地域へ出るために、半年ぐらい宿泊しながら地域生活を体験できる場があれば、自立生活が可能になる。

## 2. 知的障害者・障害児に対する地域生活支援の現状について

- ・ 知的障害者・障害児の支給決定・利用状況（平成15年4月分）について
- ・ 事業所数及び予算額等の推移
- ・ グループホーム定員の推移及び単価区分の状況
- ・ 知的障害者・障害児ホームヘルプサービスの地域差について
- ・ その他

### 3. 知的障害者・障害児に対する支援の主な課題と今後の対応について（論点）

#### ○ 住まい、日中活動、生活支援、社会参加、相談支援等の総合的な支援を進めるために

- 市町村域、障害保健福祉圏域、都道府県域に階層化したサービス体系の在り方をどう考えるか
- 障害種別ごとのサービス体系の在り方をどう考えるか
- ホームヘルプサービス及びグループホームはどうあるべきか
- 日中活動、就労支援はどうあるべきか
- 相談支援、権利擁護、金銭管理等の支援はどうあるべきか

#### ○ ケアマネジメントの手法による支援を進めるために

- 地域の相談窓口はどうあるべきか
- ケアマネジメント従事者の質の確保はどうあるべきか
- ケアマネジメントを制度化する場合、どのような点に留意すべきか

#### ○ 今後の制度運営上の工夫を図るために

- ホームヘルプサービス（特にガイドヘルプ）として提供すべき便宜の範囲についてどう考えるか
- 知的障害者への日常生活支援の類型の適用についてどう考えるか
- 複数の利用者に1人のホームヘルパーがサービスを提供することについてどう考えるか

- ・ じゅうどちてきしょうがいしゃ りょう するグループホームの支援の在り方についてどう考  
えるか
- ・ グループホームから一人暮らしを目指すニーズに対応する仕組みはどうある  
べきか
- ・ ホームヘルプサービスやグループホームにおけるサービスの質の確保はどう  
あるべきか